

第1四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	埠頭直営業務用小型貨物トラック継続借入（その3）	自動車	大阪トヨタ自動車株式会社	897,600	R6.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	令和6年度 月刊建設物価ほか6点の買入	図書	一般財団法人建設物価調査会	3,559,600	R6.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
3	令和6年度 月刊積算資料ほか7点買入	図書	一般財団法人経済調査会	2,446,400	R6.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

埠頭直営業務用小型貨物トラック継続借入（その３）

2 契約の相手方

大阪トヨタ自動車株式会社

3 随意契約理由

本件は、海務課（埠頭）直営班における上屋等施設の維持管理業務（雨漏り等の不具合発生時の対応及び補修に必要な機材等の運搬）において必要不可欠な小型貨物トラック（以下、車両という。）の借入の延長を行うものである。

現在、海務課で使用している車両は大阪トヨタ商事株式会社と令和４年４月１日から令和６年３月３１日まで継続借入契約を締結している。令和６年からは購入した車両を使用する予定だったが、入札不調となった。事業者へヒアリングを行った結果、新燃料試験法（ＪＨ２５モード）への対応のため、トラックの生産が停止しており、再開の予定が不透明なことから今年度の再発注は断念した。

入札参加資格のある別事業者にヒアリングを行ったところ、新規リースを行っている事業者はいなかったが、上記事業者を確認したところ、継続して令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで貸し出しが可能と回答があったため、現在使用している車両の借入を延長するものである。

以上の理由により本件については、上記契約の相手方への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第２号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（埠頭）

随 意 契 約 理 由 書

1 案 件 名 称

令和 6 年度 月刊建設物価ほか 6 点買入

令和 6 年度 月刊積算資料ほか 7 点買入

2 契約の相手方

一般財団法人 建設物価調査会

一般財団法人 経済調査会

3 随意契約理由

本案件は、上記法人が発行（月刊・季刊）する「建設物価」及び「積算資料」等の書籍、電子書籍及びそれら書籍の掲載価格を電子化したデータファイルの買入を行うものである。

請負工事費の算出には国土交通省積算基準を適用し、積算基準において、材料単価等の採用については、一般財団法人建設物価調査会が発行する「建設物価」等の掲載価格と、一般財団法人経済調査会が発行する「積算資料」等の掲載価格を比較し、廉価な方を採用するものである。

また、当局が運用する設計積算システムでは、両法人の電子データを使用して単価データファイルに登録・更新等を行っているものであり、「建設物価」及び「積算資料」等の書籍、電子書籍及び電子データファイルは、請負工事の積算業務に必要不可欠なものである。

当該書籍、電子書籍及びデータファイルは上記法人が出版元である。書籍については上記法人と年間購読契約することで割引価格での購入が可能であり、電子書籍及びデータファイルについては他者から入手して使用することは不可能なものである。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担 当 部 署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)